

議案第4号

鳥取県文化財保護審議会への諮問について

鳥取県文化財保護審議会に対する諮問案を別紙のとおり提出します。

平成26年8月8日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

諮詢

鳥取県文化財保護審議会

下記の事項について、意見を求める。

平成26年8月8日

鳥取県教育委員会

委員長 中島 謙人

記

国指定特別天然記念物オオサンショウウオ保護管理指針について

1 オオサンショウウオの現状と保護の在り方

【諮詢理由】

オオサンショウウオは日本固有種であり、国宝級の文化財として特別天然記念物に指定され、環境省の定める絶滅危惧種ともなっている。河川内においては、生態系食物連鎖の頂点に立つ生物であり、生態系保全の目安ともなる象徴的な種として極めて貴重な生物である。

しかし、県内におけるオオサンショウウオが生息する環境については、河川整備などの公共工事事業等により、身体を隠すためのウロや繁殖巣が形成された天然河岸の消失、砂防堰堤等の設置に伴う河川内分断による個体の移動や生殖行動への阻害、生活排水や耕作地からの農薬の流入などによる河川水の汚染があり、悪化が進行している。

こうした状況のなか、オオサンショウウオ保護のためには、とくに河川に関わる様々な工事について、早い段階から開発部局と保護部局が情報を共有し、適切な保護措置が執れるよう連携を図ることが必要である。

鳥取県教育委員会では、平成15年から平成18年までの4年間をかけて国庫補助事業として「オオサンショウウオ調査事業」を実施し、オオサンショウウオが生息、または生息可能な河川について状況を把握し、その成果を「特別天然記念物オオサンショウウオ調査事業報告書」として平成19年に刊行した。

この成果を元に、県内において行われる河川関連工事に対してどのような手立てを講じるべきかなどをまとめ、より望ましいオオサンショウウオの保護とその生息環境の保存に対する具体的な考え方や方法についての指針が必要である。